

令和4年度那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書の縦覧について

沖縄県環境影響評価条例（平成12年条例第77号。以下「条例」という。）第49条第2項において準用する同条例第36条の規定に基づき、令和4年度那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成したので、同条例第49条第2項において準用する同条例第38条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年11月24日

内閣府 沖縄総合事務局長 三浦 健太郎

国土交通省 大阪航空局長 村田 有

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 内閣府 沖縄総合事務局

国土交通省 大阪航空局

代表者の氏名 沖縄総合事務局長 三浦 健太郎

大阪航空局長 村田 有

主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

大阪府大阪府中央区大手前3丁目1番41号

2 対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称 那覇空港滑走路増設事業

対象事業の種類 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更
公有水面の埋立て

対象事業の規模 （滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更）

滑走路の長さ 2,700メートル

（公有水面の埋立て）約160ヘクタール

3 対象事業が実施されるべき区域

（滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更）

沖縄県那覇市字大嶺、沖縄県那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面

（公有水面の埋立て）

沖縄県那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面

4 事後調査の実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所

沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

内閣府沖縄総合事務局

大阪府大阪府中央区大手前3丁目1番41号

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県行政情報センター

沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市企画財務部企画調整課

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市市民部環境保全課

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市企画開発部政策推進課

沖縄県豊見城市宜保1丁目1番地1

豊見城市市民部生活環境課

縦覧期間 令和5年11月24日から令和5年12月25日まで 午前9時から午後5時まで

（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）に規定する休日を除く）